

# 社会福祉法人素心の会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (趣旨)

### 第1条

この規程は、社会福祉法人素心の会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第22条及び評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬、通勤手当、日当に關し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

### 第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬)

### 第3条

常勤役員の報酬は、別表1で定める金額の範囲とし、支給開始日及び支給金額は評議員会で定める。

## (費用弁償)

### 第4条

評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会に出席した役員等に対し、費用を弁償する。但し、常勤の役員には支給しない。

2前項の費用弁償の額は、別表2で定める金額を限度として支給する。

(通勤手当)

第5条

施設職員を兼ねない常勤の理事に対しては、通勤手当を支給することができる。  
2 前項の規定によって通勤手当を支給する場合における当該通勤手当の額は、当法人の給与規程による。

(旅費)

第6条

役員等が法人の業務に関し出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給する。  
2 前項の旅費の額は、当法人の旅費規程による。

(支給方法)

第7条

施設職員を兼ねない常勤理事の報酬、通勤手当及び役員の日当の支給方法は、この規程に定めるものその他、当法人の給与規程による。

(委任)

第8条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

(改正)

第9条

この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

別 表1 (社会福祉法人素心の会役員の報酬規程)

報酬等の支給対象者	内容	支給限度額
常勤理事への報酬	役員報酬	ひと月 500,000 円

別 表2 (社会福祉法人素心の会役員等の費用弁償)

費用弁償の支給対象者	内容	支給金額
4時間未満の日帰り会議に出席した役員等の日当	実費弁償	1回につき 1,000円
4時間以上の日帰り会議に出席した役員等の日当	実費弁償	1回につき 1,500円